

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成26年10月20日 午前10時～午後0時9分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（10人）

委員長 橋口博文
副委員長 成川幸太郎
委員 上野一誠
委員 井上勝博
委員 佃昌樹

委員 川添公貴
委員 福元光一
委員 中島由美子
委員 帶田裕達
委員 森満晃

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 瀬尾和敬

○その他の議員

議員 川畑善照
議員 杉 蘭 道 朗
議員 大田黒 博
議員 福田 俊一郎
議員 永 山 伸 一
議員 森 永 靖 子
議員 宮 里 兼 実

議員 今塩屋 裕 一
議員 徳 永 武 次
議員 持 原 秀 行
議員 谷 津 由 尚
議員 小田原 勇次郎
議員 下 園 政 喜

○説明のための出席者

危機管理監 新屋 義 文
防災安全課長 角 島 栄

原子力安全対策室長 遠 矢 一 星

○事務局職員

事務局 長 田 上 正 洋
主幹兼議事グループ長 瀬戸口 健 一

主 幹 久 米 道 秋
主幹兼管理調査グループ長 久 保 淳 一

○審査事件

1 川内原子力発電所に係る新規制基準適合性審査結果に関する住民説明会の結果について

(対象案件、陳情 11 件)

○ 再稼働に対して反対の陳情 (10 件)

(平成 25 年受理分)

陳情第 6 号 川内原発再稼働反対を求める陳情

陳情第 7 号 すべての原発から直ちに撤退することを決断し、川内原発 1・2 号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情書

陳情第 9 号 川内原発 1 号機・2 号機の再稼働に反対し、廃炉を求める陳情書

陳情第 11 号 原子力発電推進から脱却し、原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書

陳情第 12 号 川内原子力発電所再稼働反対に関する陳情

陳情第 13 号 川内原子力発電所再稼働反対に関する陳情

陳情第 14 号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情

陳情第 15 号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情

(平成 26 年受理分)

陳情第 6 号 川内原発 1・2 号機再稼働同意に反対する陳情書

陳情第 10 号 川内原発再稼働に反対する意見書提出に関する陳情書

○ 再稼働に対して賛成の陳情 (1 件)

(平成 26 年受理分)

陳情第 2 号 川内原子力発電所 1・2 号機の日も早い再稼働を求める陳情

2 委員会・議会に対して対応を求めている陳情 (1 件)

(平成 26 年受理分)

陳情第 9 号 川内原発の再稼働の判断の前に福島第一原発事故の委員・議員の視察と市民報告集会を求める陳情

3 再稼働に対して反対の陳情 (10 件)

(平成 25 年受理分)

陳情第 6 号 川内原発再稼働反対を求める陳情

陳情第 7 号 すべての原発から直ちに撤退することを決断し、川内原発 1・2 号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情書

陳情第 9 号 川内原発 1 号機・2 号機の再稼働に反対し、廃炉を求める陳情書

陳情第 11 号 原子力発電推進から脱却し、原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書

陳情第 12 号 川内原子力発電所再稼働反対に関する陳情

陳情第 13 号 川内原子力発電所再稼働反対に関する陳情

陳情第 14 号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情

陳情第 15 号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情

(平成 26 年受理分)

陳情第 6 号 川内原発 1・2 号機再稼働同意に反対する陳情書

陳情第 10 号 川内原発再稼働に反対する意見書提出に関する陳情書

4 再稼働に対して賛成の陳情（１件）

（平成２６年受理分）

陳情第２号 川内原子力発電所１・２号機の日も早い再稼働を求める陳情

5 川内原発３号機増設に対して反対の陳情（２件）

（平成２５年受理分）

陳情第８号 川内原発３号機増設計画の白紙撤回を求める陳情

陳情第１０号 川内原発３号機増設白紙撤回を求める陳情書

△開 会

○委員長（橋口博文）ただいまから川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、前回の委員会において協議をいただいていた陳情14件の区分結果を踏まえて、お手元に配付しております審査日程を作成しております。

ついては、このように審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めます。

それでは、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

定員を超える傍聴の申し出がありましたので、抽選結果に基づき、30名の傍聴を許可します。

なお、定員を超えた傍聴者については、第2委員会室において音声のみの傍聴となります。

△川内原子力発電所に係る新規制基準適合性審査結果に関する住民説明会の結果について

○委員長（橋口博文）それでは、川内原子力発電所に係る新規制基準適合性審査結果に関する住民説明会の結果についてを議題とします。

なお、本件については、審査日程のとおり、再稼働の賛否にかかわる陳情11件を対象案件とします。

それでは、当局に説明を求めます。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）それでは、川内原子力発電所に係る新規制基準適合性審査結果に関する住民説明会の結果について御報告したいと思います。

お手元のほうに別紙のほうで資料を準備しておりますので、そちらのほうをごらんください。

まず、住民説明会の実施状況ですが、これは薩摩川内市開催分になります。

（1）の住民説明会の参加状況としましては、実績のほうを見ていただきたいんですが、マスコミ等を除く1,131の座席に対して、入場者、参加者は936名という実績となっております。

また、（2）番に、映像配信による48地区コミュニティセンターでの傍聴者ということですが、合計が291名、一応受付のほうで住所等を書い

てもらいましたので、その中で判別すると市内が267名、市外の方が24名という結果になっております。

2番目のアンケート結果についてですが、これは別紙……。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（橋口博文）傍聴者に申し上げます。傍聴者は騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛をお願いします。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（橋口博文）会議を妨害した傍聴者に申し上げます。

先ほど来、再三注意したにもかかわらず、なお委員長の命令に従わないので、その傍聴者の退場を命じます。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（橋口博文）続けてください。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○原子力安全対策室長（遠矢一星）説明を続けさせていただきます。

〔発言をした傍聴者退室〕

○委員長（橋口博文）はい、どうぞ。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）アンケート結果について、別紙をつけてございます。

これにつきましては、個別意見につきましては、まだ集約中ということで、数値化できる部分についてをいただいておりますので、その部分で説明したいと思います。別紙のほうをごらんください。

まず、お住まいについてですが——全体のアンケートの回収数というのが736であったようであります——住所につきましては、8名ほど市外の方がいらっしゃいますが、これは多分鹿児島県議さん、それと市の原安協議委の方にお一人だけ、串木野海上保安部が入っておりますので、そういった方々になると思っております。

②の性別、③の年代についてはごらんください。

後ろのほうになります。裏面のほうになります。

Q2で「開催を何でお知りになりましたか」ということに関しては、複数回答選択が可ですが、3番目の「新聞記事」というのが一番高かったようでございます。

Q3の「説明のうち、理解できなかった項目はどれですか」ということに対する選択ですが、これにつきましては、おおむね10%から25%となっておりますが、一番大きかったのは12番目

の「原子炉施設の大規模な損壊への対応」というところが25%で大きかったようでございます。

また、最後になりますが、Q4で「説明会に参加されての全体的な感想はいかがでしたか」という問いに対しましては、ばらつきはあるものの、「余り良くなかった」という部分が一番多い回答、34%となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（橋口博文） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 今度の住民説明会は、いろいろな意味で異様だったというか、疑問、疑念というのがあったと思うんですね。

まず、アンケートそのものが事前に公開されることなく、会場に行かなければわからないということになっていて、ふたをあけてみたら、何でこんなことでアンケートとらなきゃいけないのかなというのが入っているんですね。この「開催を何でお知りになりましたか」というのに、何でこんなに、そんなに多くはない設問の中で、ここに何かスペースを割いて項目にしたのかなというふうに思うんですけれども、そういうアンケートのあり方については、県が全部つくって、市と相談もなくつくっているんですか、どうなんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 特に、そのアンケートの内容について、私どもと協議の上ということではないんですが。鹿児島県さんのほうからは、アンケートは鹿児島県として実施されるんですが、説明に対する理解度がどの程度だったかということを図った上で、2回目を実施するかどうか。もし、する場合には、理解できなかった項目にある程度絞ってやりたいというふうなことを把握したいということで聞いておりましたので、そういった形になっています。

○委員（井上勝博） そうすると、このアンケートの結果で、もう一回説明をしなくちゃいけないかどうかを判断するということがあるわけですね。

もう一つ疑問に思うのは、300人の薩摩川内市民が抽選からあふれてしまって、そういう方々についてのアンケートはどうやって集約できるんですか。もう会場ごとで集約と、薩摩川内市民ということではとれないということになるわけですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 議会のほうにも情報提供という形でお示ししましたが、漏れました302名の方につきましては、近隣三市町村での会場へ入れるような形の措置はとらせていただいたと思っております。

以上です。

○委員（井上勝博） 私が聞いているのは、その302名の方々についても、アンケートの集約があってしかるべきだと思うんですよ。そういったものについて、集約の仕組みがないってということについて、おかしいなど。いわば抽選からあふれた人たちのアンケートの結果、これはもうほかの会場で集約された会場ごとの集約になってしまって、薩摩川内市民自身がアンケートを300人の人たちのアンケートについては集約されないという仕組みになっていると。

これについて、やはり県と協議をされていなかったというのは、やっぱりちょっと不備があったんじゃないかなというふうに思うんですが、どうなんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） これは先ほども申し上げたんですが、鹿児島県が鹿児島県として2回目を開催するかどうか、どのくらいの理解度があつたかというのを薩摩川内市民だけではなく、参加された方の中での把握を行うということで実施されております。

以上です。

○委員（井上勝博） それでは、きょう特別委員会で、20日のきょうの日に、このアンケートの結果をわざわざ示さなきゃいけなかったっていう理由というのはあるんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 正副委員長協議の中で、本市開催分について、どういう傾向だったかというのを示せば示してほしいということでしたので、鹿児島県のほうにお願いしまして、本市の数値化の部分につきましては、きょうお示した次第です。

○委員（井上勝博） それから、住民説明会そのものについて、なぜ指定席という形になったんだろうかと。これについては、新聞報道の回答のところ空白の座席が目立たないようみたいな、そんな言い方をしているんですけども。しかし、そういうのは対処できるんですよ、別に指定席じゃなくても。わざわざ面倒くさい指定席にしろなくても、何人来るかというのとはわかっているわ

けだから、大体前のほうに詰めてくださいというふうに指示していけば、そういうことはできるわけであって、なぜ指定席だったんですかね。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 本市の場合は、当初より、すかさずになることは、もう想定しておりませんでした。ある程度たくさん入ることが想定されておりましたので。まず1点目は、入場の際の混雑を防ぐためです。といいますのが、大体1列10席程度が並んでいるわけですが、傾向として皆さん端のほうから座られていきますので、真ん中のほうになかなか座っていただけないというのを、そういう混雑を防ぐための方法が、まず一つです。

もう一つは、複写による、何というんですか、参加者以外の方が入場をされるというのも防止です。といいますのも、入場決定通知書と言われましても特別な複写防止とか偽造防止をしているわけじゃありませんので、もし座席がなければコピーをして受付窓口が4カ所なら4カ所あれば、4列で入っていけば受付もそれぞれあるわけですので、コピーをしてくれば入れるというのがあります。ですけど、座席を指定することで、そういったものが防げるんじゃないかということでの、そういった二つの考えから座席指定はしております。

以上です。

○委員（井上勝博） 座席指定ということでやられたおかげで、例えば足の悪い私の母も申し込んだんですけども、自分の座りやすい場所に座れなかったということで、結局、諦めたわけですね。指定されていれば、もう行けないということ。

やっぱり、そういう人たちがいるということについては、やはり予想はできるんじゃないかなと。例えば車椅子の方とか、そういう方もいたんではなかったのかなというふうに思うんです。そういった配慮が全然されなかったということについては、ちょっと考えものではなかったんでしょうか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 当日、車椅子の方も1名いらっしゃいました。それにつきましては、職員のほうで対応しまして、端のほうに座らせていただくような形をとりました。

また、御指摘があったことにつきましては、いろんな条件の方、いらっしゃいますので、今後そういう、また類似の会がある場合にはいろんな参

考とさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員（井上勝博） あと、どうもその仕込みがあったんじゃないかという指摘もあるんです。というのは、最後の二人ということで司会者が言われたときに、ある方のところにマイクが行ったんですね。そのマイクが行ったときに、この質問が終わった直後に、実はあなたじゃなかったんですということを司会が言ったんです。しかし、質問についての回答というのはされたわけですよ。司会者はあと二人というふうに言っていたわけですので、もう一人でもう時間的には終わりということになってたはずなんですよ。ところが3人目というのが指名されました。その3人目の方が、いわば推進をずっとされてきた方で、いわばもう有名な方ですね。その方が指名されて、最後、原稿を読み上げて、そして拍手をするというようなシナリオがあったんじゃないかという、そういう疑惑っていうのがあるんですね。偶然にしては、余りにもでき過ぎているというふうに思うんですけども、そういったところについては、そういう仕込みとか、行政側と、いわばそういう事業者側との関係で、何かその、そういう話をしたとか、そういうことはないんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 全くございません。

質問者を指名する司会者は、鹿児島県が運営業務委託をした民間の事業者が選定した、また民間の方ですので、指名に関しましては、その方が多分、前後左右いろんな形で配慮された中での御指名だと思っています。

今、御指摘があったようなことは一切ございません。

○委員（井上勝博） それから、運営について非常に強引な運営がされていたと。例えば、一人1問だけしかできませんと。再質問は許しませんという形でやられて、住民の方は答えがあっても、それは、答えはほとんどパブリックコメントの答えと同じですから、再質問をしようと思ってもできないということになれば、全然深まらないと。議論が深まらないというふうに思うんですね。そこら辺、当局としては、今回の住民説明会の運営のあり方について、ちょっと問題があったんじゃないかというふうには認識はないですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 質問の形

態につきましては、前回でしたか、この委員会でも防災計画の際の説明会のときのお話もしましたが、やはり多くの方に質問していただく場を設ける、そういった形での今回こういった進行になっております。

以上です。

○委員（井上勝博） いや、多くされても議論が深まらなければ、きちんと住民に説明したということにならないと思うんですね。質問してパブリックコメントの回答と同じような回答をされて、そして、そのパブリックコメントの回答に疑問があったりすれば、再質問をするのは当然なんだけれども、それ許されないということになると、私はこの議論が深まっていかないと。これは普通の考えじゃないだろうかと。

それからもう一つ、住民説明会で、例えば避難計画の問題は、これはしてはいけませんとか、それから使用済核燃料も議題ではありませんとか、それから事故のときの責任はどうなるのかということも議題ではありませんとか、避難計画の説明会に行けば、今度はその再稼働については議題ではありませんとか、そういうことで、本当にその市民が疑問に思っていることを答える会場というのがないという、そういう感じがするわけですね。

そういったものに対する疑問に対して答えるということで、何らかのやっぱり、改めて住民説明会をもっとオープンな形で、もっと疑問に答える形でやるべきではないかというふうに思うんですけども、そこは県と協議していただくことはできませんか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 今回の説明会につきましては、御案内のとおり、審査結果に関する説明会ということで御案内し、参加をいただいたところです。

2回目の開催につきましては、これ県のほうが判断されることになっていますので、その部分については、またちょっとお話は聞いてみたいと思います。

以上です。

○委員（井上勝博） アンケートについて、ちょっと戻りますけれども、このアンケートで理解できたということについて丸ではなくて、理解できなかった項目は、どれですかという形でやってるんですね。そうすると、あの短時間の間に、この12項目ある内容を理解できるっていう方のほう

が珍しいと思うんですよ。

だから、通常だったら、私は全部丸、理解できませんでしたっていうふうになるんだけれども、余りにもそれはちょっと自分としては抵抗があるということで、例えば、津波対策は理解できなかったんだけれども、地震対策のほうが比較的 Understanding できなかったということで地震対策に丸をつけるとか。

だから、こういうアンケートのとり方っていうのは、新聞にも載りましたが、宮原哲西南学院大学の教授が稼働促進への誘導ととられても仕方がないと、そういうアンケートのとり方だと。本来ならば、理解したというところに丸をつけさせるというふうにしなければ、ちょっとおかしいことになると思うんですけども、そういうアンケートの考え方については、お考えはありますか。

○危機管理監（新屋義文） 今回のアンケートについては、鹿児島県のほうで対応していただきました。それで、例えば13番に「選択した項目なし」という部分もございます。52%の方がしるしかなかったという部分もありますけれども、やはり感覚の問題でわからなかったという部分の中で、皆さんそれぞれ複数選択可能ということでしたしをつけられたというふうに理解しております。

以上です。

○委員長（橋口博文） ほかにありませんか。

○委員（成川幸太郎） このアンケートの結果をきょう初めて見させていただきまして、今の質問、Q3のところでこういった率が出てるんですが、先日、伊藤知事は、おおむね理解できたと説明会の中で発言をされたというのが新聞報道されてましたが、その中で再度の説明会っていう可能性はどの程度あったのか、そういうことは当局ではわかってないんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 県知事の会見も見させていただきましたけれども、その2回目があるのかないのか、その辺ちょっと私どものほうでは確認できておりません。

以上です。

○委員（井上勝博） 記者会見の記事を見ましたが、いちき串木野の説明会の結果を見た上で判断するというふうに言っていたというふうに思うんですが、そこは間違いはないですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 5会場分のアンケート調査等を集約された後に判断される

というふうには聞いております。

以上です。

○委員長（橋口博文）ほかにありませんか。

○委員（佃 昌樹）アンケートのとり方のＱ３、これで「選択した項目なし」ということで５２％なんですね。５２％の意味、理解できなかった項目ということで、ずっと書いてあって、「選択した項目なし」というのが５２％、つまり５２％の方々は、説明を全て理解したと、こういうふうな判断をする危険性がありますが、その辺の解釈の仕方、立地市として極めて大事な問題です。どのような解釈をされるのか、お答え願いたい。

○危機管理監（新屋義文）こういう１から１２まで設問があって、「理解できなかった項目はどれですか」ということで質問があります。この質問に対して、積極的にとか、また、やっぱりここはわからないという、そういう積極的な意思での丸をつけられなかったというふうには理解しております。

それが十分に理解したかという部分については、このアンケートの内容では私どもはわかりませんが、積極的な反対という意味での、反対ではなくて理解できなかったという意味でのしるしがつかなかったということで理解しておきます。

以上です。

○委員（佃 昌樹）額面どおり受け取れば５２％、これは理解できたというふうにしただけでも、立地市としての判断は、積極的な理解ということには至らなかっただろうということをそのまま受けとめていいのか、それとも書かない人だっていたと思うんですね。わざと書かないで、そういう方もいらっしゃると思うんですが、極めて大事なのは、この受けとめ方がね。で、それはもう知事だって５２％も理解が進んでいるんだからいいじゃないかっていった、そういった議論だって出てくるんですね。

だから、先ほど話が合ったように、全てじゃないだろうという意味合いのことを答弁されたので、今後、いちき串木野を含めて、他の会場での実態を、このような形で出していただければ、極めて参考になるんだがなというふうに思いますので、ぜひ他の会場の分も資料として提出を願いたいと思います。

○委員長（橋口博文）ほかにありませんか。

○委員（上野一誠）規制庁が、規制委員会が責

任を持って住民に、いけば適合性の審査結果をもとに規制庁が責任ある説明が求められた。それに応える形で５カ所、こういうふうの説明会がされました。

そこで、Ｑ２ですけど、「開催地を何でお知りになりましたか」という中で、いろいろこう、その他まであるんですけども、薩摩川内市申し込み総数１，３４５という形の中で、抽選により可能な当選者といいますか、それを配布したと。それで、ここに入れなかった方々の対応というのいろいろなあると思うんですが、いろいろ各会場に行っていたかのように、いろんなそういう配慮もされたとは思っておりますけども、そこあたりは十分そういう声に応えていける対応がされたかどうか、少し教えてください。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）申し込み状況の推移をみたときに、９月の２４日時点で約９００ぐらいでしたので、オーバーするんじゃないかということで、そこから鹿児島県とも協議しまして、他の会場が少ないという状況の中、３０日まで延長するというお話もありましたけれども、その空き状況を見ながら、そちらのほう、近隣でもいいですので入れませんかという協議は進めていたところです。

また、そのほか本市につきましては、甑島を離島を有していることから、当初より地区コミュニティセンターでの放映も計画しておりましたので、そういったところでも申し込みをとるという形ではなく、見ていただければ——資料も配布するという形でしましたので、見ていただければ、なということで、多くの方に傍聴していただける体制はとったつもりではございます。

以上です。

○委員（上野一誠）そこで、この説明会に来られた方々には、この規制委員会の審査結果という資料はお配りになっていらっしゃると思うんですけども。県として、この資料の取り扱いというのは、県民に対して、仮に３０キロ圏内とか含めて、こういった取り扱いを、より理解していただくために、何かこう資料配布とか、そういうようなお考えはあるんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）１７日の鹿児島県県知事の定例会見で発表といいますか、発言がありましたけれども、３０キロ圏内の各世

帯のほうに今回の資料及びＱＡのほうを印刷したものを全戸配布するということで、本市におきましては、あした資料が届くということで聞いてますので、今度の自治会文書発送のほうで送らせていただくことになると思います。

あわせまして、規制庁のほうのホームページには、説明会の当初から、もうホームページのほうに資料自体はアップされております。

以上です。

○委員（川添公貴）Ｑ３、クエスチョンスリー、それとクエスチョンフォーを見て、まずはクエスチョンスリーに関してなんですが、備考欄があったと思います。備考欄について、どのような意見が書かれていたのか、把握されてたら教えていただきたいというのが１点。というのは、この選択肢の中で「理解できなかった項目はどれですか」という中で「選択した項目はなし」ということは、単刀直入にわからなかったということはなかったんだという理解もあるし、それでもなかったという理解もあるんですが、５２％の方がわからない部分はなかったと理解したときに、クエスチョン９で「説明会に参加されての全体的な感想はいかがですか」というところにおいて、「良かった」、「まあまあ良かった」、「普通」これは５３％あるんですよね。そうすると、上の質問の５２％、５３％が符合します。符合するということに、私は捉えるんですけど。そう考えると、説明会の中身の大方の方は、まあまあ理解したんだろうと解してよろしいのかどうかですね。この２点だけ、ちょっととりあえず教えてもらいたいと思います。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）個別で書ける意見につきましては、県のほうとしては、今、集約中であるということで、今回お示しはいただけませんでした。今後、どういう形で公表されるかわからないんですが、公表はされていくというふうに聞いております。

今、言われましたそのＱ４との整合性ですが、これにつきましては、Ｑ４自体が、その説明そのもの自体だったのか、運営も含めてこういう評価が出ているのかということもちょっと判断つきにくいところもありますので、個別の意見で、もし運営そのものにまだいろんな御指摘があるようでしたら、今後に生かしていきたいと思っております。

以上です。

○委員（川添公貴）最後に確認をします。これは薩摩川内市民に特定して募集をかけたわけですね。間違いありませんね、回答を。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）その通りでございます。

○委員（中島由美子）今回の説明会に対しては、薩摩川内市民の大きな関心があるということで、防災無線なども使われて朝晩２回、毎日のように、こういうことがありますというお知らせがあったということが、大変よかったなと思っています。

そしてまた、４８区コミュニティセンターでの傍聴もあり、２９１名の方が傍聴されたということで、ここに関してはアンケートはとっておられないと思うんですが、何らかの感想なり何なり聞かれたことがあったら、教えていただきたいと思っています。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）地区コミュニティセンターでのアンケートは実施しておりません。その中身につきまして感想というのは聞いておりません。

以上です。

○委員（中島由美子）甕島も含むものですから、やはり感想等は聞かれるべきかと思うんですが、今後そのあれはないのか、あったら。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）参加された方に今後その御意見等を伺うということは、今のところ計画はしておりません。

以上です。

○委員（井上勝博）パンフレットの配布のことがありましたが、甕島は３０キロから離れた下甕もあります。祁答院も３０キロ離れたところに一部まだありますよね。そういったところは、もう３０キロで本当に切って、パンフレットは３０キロ圏内というふうになるんですか。それとも、薩摩川内市民は全部配るんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）薩摩川内市の場合、全ての世帯に配布予定というふうに聞いております。

以上です。

○委員（井上勝博）それから、座席の指定の仕方は、これは市がやったんですか。どこに誰を座らせるという指定は市がやったと。これは、各市町村ごとにやっているんですか。例えば、さつま町だったら、さつま町が座席を指定すると。川内

の場合は川内が指定すると、そういうやり方をしたんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）本市の場合は本市で指定を行いました、残り4会場については、その各自治体が出したのか、県が出したのかは存じ上げておりません。

以上です。

○委員（井上勝博）いわばゾーニングと言ったらおかしいけれども、ここの一帯はどう人が座っているとか、ここの一帯は誰が座っているとか、議員は決められています。コミュニティの協議会も決められていたりします。自治会長とかですね。そういった別のところについては、これはもうランダムだと理解していいんですか。ちょっと、あるところでは、鹿児島県の知合いが固まったようなふうになったとかという話も聞いたりしてますし、それから、業者が少し固まっているんじゃないとかという話もあるわけなんです、もう全部ランダムでやっているんですね。どういうやり方が教えてください。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）申し込み順で通し番号を打った順です。

以上です。

○委員長（橋口博文）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）質疑はないと認めます。

以上で、住民説明会の結果についてを終了し、陳情11件の審査を一時中止します。

△委員会・議会に対して対応を求めている
陳情（陳情第9号）

○委員長（橋口博文）これから、本委員会に付託されている全ての陳情の審査を行っていきいますが、前回の委員会で協議いただいた区分ごとに審査を進めていきます。

それでは、委員会・議会に対して対応を求めている陳情第9号を議題とします。

本陳情については、前回、委員間の討議を行っておりますが、ほかに何かあれば、御質疑願います。

○委員（佃 昌樹）本日の審査のあり方ということですね、今回ね。

○委員長（橋口博文）はい。

○委員（佃 昌樹）審査のあり方については、

いろいろあると思うんです。例えば、今、出ました説明会の論点に対して、かなり不満を持っているとか、避難計画の安全責任は再稼働と一体的であるべきだという市民の素朴な疑問に対して、質問拒否とか、いろいろあります。再稼働そのものの必要性についても、必要ないとか、こういったことなんかが出ているわけですが。今回、説明会が今夜、いちき串木野で開かれますので、これには、先ほど35名という数が出ましたけれども、市民が真摯な思いで説明会を聞きに行くと、こういうふうになっております。

したがって、こうした市民が、きょう採決というような形をとると、やはり市民感情としていかなものかと思えますし、また、我々の立場としては、こうした市民を切り捨てた上での採決ということになるかと思うんです。やっぱりそこについては、我々として、議会として道義的な問題、それから議員としての倫理的な問題、これが問われるというふうに思います。

そこで、こういった市民の全ての負託に応える。これは今回にやっぱり我々の最大のものじゃないかなというふうに思います。もちろん全国も注目をしておりますし、鹿児島県を含めて立地自治体の住民は、特に、やっぱりどうなっていくんだろうということでもあります。

きょう、こういうふうにして陳情の審査ということになりましたけれども、きょうでなければならぬという、ねばならないという理由、これの根拠がかなり不明確かなというふうに思います。まだまだ工事認可計画が終了したわけでもなし、それから、保安規定も終了したわけでもなし。残された問題は、残された認可申請は、まだまだあるわけで。きょう採決しなければならないといったような、そういう根拠というか、明確な根拠については見出せないなということでもあります。

それと、もう一つは、法的責任についてなんです。これも、私、本会議で再々質問までやりましたが、どうしても納得いきません。小渕経産大臣が知事宛てに書簡を出しました。その書簡の最後について、このように書いてあります。「関係法令の基づき責任を持って対処します」と。「関係法令に基づき」、その関係法令の中に政府が責任を持ちますという法律は一つもありません。

そういう中で、国の責務というのはありますけれど、こういった責務を果たしますというのはあ

ります。しかし、最終的に責任を負うということは、法律の中ではありません。

そういったことで、私どもの同意の判断については、市議会として、やはり責任の一端を負うことになるのではなかろうかと、そうなってくるんじゃないかという懸念を持ちます。

したがって、慎重にも慎重を重ね、疑義が起こらない配慮をして、採決をしていく、審査をしていくということが、今、この委員会に求められていることではないかなというふうに思います。したがって、そういったふうに私自身は考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） 重なるところがあるかもしれませんが、まず審査について、陳情第2号は、再稼働に対して賛成のものというのがあるんですが、「一日も早い再稼働を求める」と書いてあるんです。

で、この一日も早い再稼働ということについては、いわば、最後に。

〔発言する者あり〕

○委員（井上勝博） いえいえ、ちょっと待ってください。私は陳情についての扱いについて言っているわけですから。最後に、検査が終えて、それから再稼働ということになるわけですから、今、ここで採決というような話になったら、これは一日も早くというふうに、何にもならないんです。何にもならない。意味がないんです。

私は、この間、2年、この特別委員会で審査してきて、さまざまな問題があるのに、それが集中的に議論されるということが余りなくて、ただ聞くだけと。ただ言い放しをするだけというふうになっています。私は、だから、今、このアンケートにもありますように、例えば地震対策はどうなっているのか、津波対策はどうなっているのか、火山対策はどうなっているのか、そういう問題について明確な回答になっているのかどうか。こういうことについては、やっぱり議論して、一人一人が自分の意見を開陳するというのがなければ、本当に議論したということにならんというふうに思うので、私は、拙速なことは——拙速に、きょう、何か採決するみたいな報道もありますけれども、そういうことは、しないでいただきたいというふうに思うんです。

○委員長（橋口博文） ほかの委員の方は。

それでは、いろいろと御意見があるかと思いますが、ここで本陳情の取り扱いについて御協議をいただきたいと思います。御意見はありませんか。

○委員（川添公貴） この14件の陳情について、本日、意見を述べさせていただきたいと思います。

10月9日において、薩摩川内市民を対象として、しっかりと説明会が終わったということ。それを踏まえて、きょう、アンケート結果も示されているところであります。

また、政府もエネルギー基本計画及び経済産業省大臣の文書の中でも、先ほども出しましたが、関係法令に基づいて国が責任をとるという表明の通知書のコピーもいただきました。

そして、次です。2年余り、私にとっては3年なのですが。福島事故以来、粛々と市民の皆様方の声を聞き、そして、陳情者の方々を参考人と呼び、また、その御意見を聞き、規制庁の説明も聞き、これも2回ほどでしたが、それから、事業者の参考人として意見も聞きました。参考人としてですね。で、十分——委員の皆さん方も発言をされ、疑問に思われるところも十分、審査されたいと思います。

ついては、以上の理由で、本日採決することを希望いたします。

以上です。

○委員（井上勝博） まず、住民説明会がまだ終わっていない段階です。それから、この住民説明会の集約をされ、必要な説明会をするかどうかという判断も、いちき串木野の説明会が終わった後に知事がされるというふうに言っています。

そういう点で、私は、今、採決するというのでは余りにも早過ぎるし、急ぐ理由がないというふうに思いますので、継続審査というふうにさせていただきたいと思います。

○委員（帯田裕達） 継続でお願いします。理由は、県が主催する説明会が本日、いちき串木野市で開催されます。30キロ圏内に居住するいちき串木野市民の声も十分に配慮した上で、委員会の採決に至るべきと考えるからであります。

以上です。

○委員長（橋口博文） ほかにありませんか。

○委員（上野一誠） いろいろ考え、判断はあると思います。その中で、我々は井上委員がいろいろな審査の不十分さを発言するというふうに私には

聞こえるんですが、川添議員が言ったように、いろんなことをこれまで審査をしてきたことは事実です。

そして、やっぱり最初に25年5月何日に。約1年半という中の期間を終えて、そして、いろんな議論をしてきた。そして、規制庁を含めて、審査会を含めて、議会としてはもう最善を尽くして議論はしてきてるというふうに思います。

その中から、いろいろ陳情の願意ということにつきましても、その願意も聞きました。賛成、反対、いろいろございます。しかしながら、これまで私たちが陳情について、その判断ができなかった大きな理由は、やはりこの九州電力の適合性というものが、本当にこの適合性を規制庁として認めるか、認めないか、ここが一つの大きなポイントであったというふうに思っています。

そういう意味では、規制庁が説明をし、住民説明会をされた。また、住民説明会の捉え方はそれぞれあるとは思いますが、やっぱり国としてその説明は、誠意を持っていたというふうに私は理解しています。

それで、これをやっぱり判断をする時期というのは、我々は慎重にしなければいけないということは事実であります。そういった意味では、個人的には、もう早くというか、とる時期が来ているというのは、私はもうそう思っています。

ただ、今、きょうまで薩摩川内市民あるいは隣のいちき串木野市のそういう説明会がありますので、やっぱりきょうを外して、近いうちに採決を求める、そういう形をとっていただけないんだろうかというのが私の思いです。もう時期が来ているというふうに思います。

○委員長（橋口博文） ただいま、継続審査と採決の声が両方ありますので、継続審査について起立によりお諮りします。

それでは、本陳情を継続審査することに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（橋口博文） 起立少数であります。よって、本陳情を継続審査することはいくつされましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

ただいま、討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（川添公貴） さきの委員会でも意見を述べましたが、私個人、それから本委員会、それから全議員、福島の実状等々も把握してございます。その把握してきた内容をもう一回行って、それから説明会を開けという、集会を開けという御希望なんです。その都度、視察に行って報告書は全て、もう本市議会は公開もしてますし、上げてございます。

ついでには、福島第一原発のあった場所、炉内、俗にいう建屋内、には入れないこと等々を踏まえると、さきに視察した分で十分足りるだろうということがあります。よって、情報公開で全てを公開していますので、御参照いただければと思います。

よって、この陳情を否とする反対討論といたします。

以上です。

○委員長（橋口博文） 次に、本陳情に賛成の討論はありませんか。

○委員（井上勝博） 今日は、皆さんに市民団体が心配した緊急の公開質問があります。その中で、「福島原発事故の現場を視察されましたか」という欄に記入された方は3人だけでありました。10人のうち3人しか現場を見ていないということになるのではないかなと思うんです。未回答というのは、現場を見ているというふうに主張してされているわけじゃありません。

それで、私は、今、行われているこの陳情の採決の原点というのは、何かということを考えなければいけないんじゃないかなというふうに思います。それは、福島の第一原発事故が起こって、そして、今もなおこの事故は進行中であるということなんです。汚染水問題、御承知のように毎日、新聞に汚染水問題が出ております。最近、海のほうの海岸のほうに高濃度の、高レベルの汚染水が、調査されて発見されております。そういうことで、どんどん今、進行しているという事態です。

それから、私は5月19日に日本共産党の福島県議団の方と、また、笠井亮衆議院議員と、また、松崎真琴県議と、福島第一原発事故を視察してきました。敷地内では、毎日6,000人の労働者が被曝と事故の危険にさらされながら、汚染水対策など膨大な作業に当たっておりますけれども、国の現地事務所には4月から一人増員されたものの18人の増員しかありませんでした。

そこで起こっているのは、汚染水処理のALPSは、切り札とされながらトラブルが続き、本格的な運転のめどが立っていないという状況でした。原子炉建屋の山側から地下水をくみ上げ海に流す地下水バイパス計画も、専用井戸ではトリチウムの上昇が続いているのに、基準値を下回ったとして海への放出が続けられています。凍土壁で囲んで封じ込めるというふうに計画がありましたが、完全に凍らせることが不可能になり、凍土壁は破綻しております。汚染水問題をめぐって次々に問題が発生し、こうした事態が現在もなお続き、事態は深刻化しています。

除染の問題をめぐっては、富岡町の宮本皓一町長が「除染はなかなか進んでいません。当初はことしの3月までに除染が終わる予定だったが、これからだから2年から3年はかかる。各地で再稼働の動きがあるが、事故の検証は行われていないし、原発政策を進めてきた人たちの誰も罪に問われず、責任をとっていない。こうした問題について、解決することこそが再稼働より優先ではないか」というふうに述べています。

電力会社と国、政府は、この言葉を真剣に受けとめるべきだと思います。

それから、再稼働をすれば放射性廃棄物の問題が出てきます。この問題についても、何ら問題点が解明されていません。そして、今、福島で起こっているのは、放出された放射性廃棄物です。この処分をめぐる問題も解決されていないという状態です。福島原発事故の現場をつぶさに検証すれば、原発事故が一たび起これば、幾つもの深刻な問題が起こることを示しています。

政治と金のスキャンダル問題で辞意を表明した小渕優子経済産業大臣は、9月12日、川内原発で万が一の事故が起きた場合に、政府は関係法令に基づき責任を持って対処しますという政府方針文書を鹿児島県と薩摩川内市に交付しました。

この安倍政権に責任を持って対処しますという資格があるでしょうか。福島の被災地切り捨て政策を進める安倍政権の無責任な対応を見たら、今、現に起こっている福島の対応を見たら、その責任をとるという言葉が本当なのかということについては、疑わざるを得ません。

福島の現場を視察して、原発を抱えるということがどういうリスクを抱えることになるのかという問題について、現場を見て市民に報告してくだ

さいという陳情は当たり前のことであって、賛成し、討論としたいと思います。

○委員長（橋口博文）次に、本陳情に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）次に、本陳情に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）これで討論を終わります。採決します。採決は記名投票により行います。投票札を配付します。

〔投票札配付〕

○委員長（橋口博文）投票札の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）配付漏れはないと認めます。

ただいまの出席委員数は9名です。

〔投票札置場点検〕

○委員長（橋口博文）投票札置場は異状ないと認めます。

それでは、本陳情を可とする、すなわち本陳情に賛成の委員は白票を、本陳情を否とする、すなわち本陳情に反対の委員は青票を、点呼に応じて順次投票願います。

〔事務局職員点呼により投票〕

森 満 委員

帯 田 委員

成 川 委員

中 島 委員

福 元 委員

川 添 委員

佃 委員

井 上 委員

上 野 委員

○委員長（橋口博文）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）投票漏れはないと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

立会人に森満委員、帯田委員を指名します。

両委員の立ち会いをお願いします。

それでは、開票をします。

〔開 票〕

○委員長（橋口博文）お待たせしました。

投票の結果を報告します。

投票総数 9 票。

これは、先ほどの出席委員数に一致しております。

そのうち、

賛成 2 票

反対 7 票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本陳情は不採択とすべきものと決定しました。

[投票の結果]

投票総数 9 票

投票中 可とするもの 白票 2 人

否とするもの 青票 7 人

[記名投票結果]

白票（賛成）を投じた議員

佃 委員

井 上 委員

青票（反対）を投じた議員

森 満 委員

帯 田 委員

成 川 委員

中 島 委員

福 元 委員

川 添 委員

上 野 委員

○委員（井上勝博）投票札を回収しますので、しばらくお待ちください。

[投票札回収]

○委員（井上勝博）次の陳情に入ります。今、やった陳情については、これは再稼働するのは、反対・賛成という陳情ではありませんでした。次に移るものが、再稼働に関してのものです。

私は、改めてもう一度、この説明会が終わっていないのに、本当にいいのかどうかということについて、採決していいのかどうかということについて、もう一度、お諮りしたいと思うんです。

○委員長（橋口博文）討論じゃない。今から進めていく。

○委員（井上勝博）ああ、そうですか。

○委員長（橋口博文）まだ早いですよ。

△再稼働に対して反対の陳情（陳情10件）

○委員長（橋口博文）次は、再稼働に対しての反対の陳情（10件）を議題とします。

それでは、質疑を行います。委員間の討議を中心に行いますので、御質疑願います。

○委員（佃 昌樹）先ほども、いちき串木野市の参加者がまだいるにもかかわらずという問題と、20日でなければならない根拠の問題と、それから責任の問題と指摘はしました。

この10件については、再稼働に対しての反対陳情であります。陳情は再稼働問題ということになっておりますので、市民がどう考えるかっていうことについて、せんだっての住民説明会では質問の拒否をされております。

したがって、再稼働についての必要性の議論は一つもなされてこなかった、住民説明会の中では。九電と規制委の技術的な、または専門的な意見の説明のみが行われて、再稼働の「さ」の字も出ませんでした。

そこで、再稼働に必要な全体像というのが見えない状況もあります。これがまず一つあります。

それからもう一つは、本日、予定と書いてありました。どういうふうに議決をするのか、審査をするのか、文書をいただいたときには予定と書いてありましたので、今後、どういうふうに発展するかということで、ちょっと戸惑いもありました。

したがって、この10件の中身をきちんと精査するいとまはありませんでした。やっぱりそれぞれ中心的な願意は、もう再稼働なんです、中に含まれている付随するいろいろな問題等もあります。そういった問題等について、逐一、やっぱりきちんと精査しておきたいなと思ったりもしているんですよ。

そういう中で、再稼働の全体像について、やっぱり議論をしてみたいといったようなこともあります。そういったいとまがぜひ欲しいと思います。

したがって、この陳情に対しては、やはり皆さんの関心の的になっておりますので、本日の採決については、考えてもらいたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（帯田裕達）先ほども述べましたが、いちき串木野の住民説明会が済んでいないので、や

はりここは継続でお願いしたいと思います。

○委員（川添公貴）もう、取扱いでよかです。

委員長、取扱いでよかです。

○委員長（橋口博文）それでは、いろいろと御意見があるかと思いますが、ここで、これらの陳情10件の取り扱いについて御協議をいただきたいと思います。御意見はありませんか。

○委員（川添公貴）採決でお願いします。

理由を言います。理由は、先ほど申しましたように、再稼働反対ということを全面に打ち出した陳情であります。そのことを踏まえて十分審議をしてきたし、個々に対して陳情者の願意、それから背景等々については、慎重審議を十分重ねてきたと思っています。

その集大成として審査書案が出て、経済産業省が法令に基づき国で責任をとるという回答も出ており、その最後の手段として、その審査書の説明会が10月9日に終了いたしました、薩摩川内市ではですね。

我々は、薩摩川内市の議員であって、薩摩川内市の皆さんの票をいただいて上がってきているわけであります。ですので、薩摩川内市で終わってということを踏まえると、ここで十分かなとは思っています。

それから、内容については、再稼働反対ということで書かれてありましたので、それを踏まえて、再度申し上げますけど、十分慎重審議をしてきたと思っております。

ついては、先ほども同じように申し上げましたが、本日、採決することを望みます。

以上です。

○委員（井上勝博）住民説明会は、きょうのいちき串木野の会場があつて最後です。そこに少なくとも薩摩川内市民も参加することになっております。

先ほど委員長には、恐らく市民グループから申し入れがあつて、私のところにもその申出書が回ってきました。そういう状況でありますから、とても、きょう、再稼働の陳情について判断できるという、そういう状況ではないというふうに思います。

しかも、審査書の段階というのは、あくまでも基準——適合審査が行われるその方針が基準に適合しているかどうか、こういうことです。これから、工事計画認可申請、それに対する許可、また

保安規定の許可というのがあります、最後に規制委員会の点検というのがあります。

ですので、今、慌てて再稼働について同意をする、同意をしないということをやったとしても、何ら、この日程に変わるものではありません。慎重な審議というのは、まだまだ十分にできるというふうに考えるところから、継続審査というふうにお願いしたいと思います。

○委員長（橋口博文）ただいま、継続と採決の声が両方ありますので、継続審査について、起立によりお諮りします。それでは、これらの陳情10件を継続審査することに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（橋口博文）はいじゃ、起立少数であります。よつて、これらの陳情10件を継続審査することは否決されましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

ただいま、討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、これらの陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（森満 晃）再稼働に対する反対の陳情10件に対する反対の討論を行います。

福島第一原子力発電所事故の検証がなされていない点や、原因の究明ができていない点の指摘について、規制委員会では、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、これまでの基準を大幅に強化した新規制基準を策定した。地震や津波への対策の強化など、重大事故の発生を防止するための対策に加え、万が一、重大事故が発生した場合にも対処できる十分な対策を取り入れ、世界最高水準の規制基準であると見解を示し、審査書でも評価している。

また、カルデラ噴火の危険性への指摘については、火山事象の影響評価は、最新の知見を踏まえ行われた結果、設計対応できないような火災事情が、川内原子力発電所に影響を及ぼす可能性は、十分小さいという審査結果が示されている。

[傍聴席で発言する者あり]

○委員（森満 晃）そもそもカルデラ噴火が起こるとするならば、国全体の避難計画が必要であり、原子力災害以前の問題である。

また、避難計画ができていない中での再稼働には反対との指摘があるが、避難計画と原子力の再

稼働は区別すべきである。広域避難計画についても、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力災害対策指針等の国の防災対策の見直しや、これまでの県の取り組みを踏まえ、地域防災計画原子力災害編の見直しを行っている。

避難計画訓練等は、恒久的に検討実行すべきであって、全ての災害と連動した内容も検討する必要がある。今後も、継続して調査研究すべきである。将来的には、脱原発も考えられるが、しかし、今すぐとか10年では時期尚早と考えます。現時点では、原発の再稼働は、日本にとって必要不可欠と考え、再稼働に対する反対の陳情への反対を反対討論とします。

○委員長（橋口博文）次に、これらの陳情に賛成の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）住民説明会は、まだ終わっておりません。知事も、この説明会の必要性をきょう、いちき串木野の説明会が終わってから判断するというふうになっています。

薩摩川内市民も、この説明会に少なくない方が参加されることになっております。そういう方々の思い、そういったものをどうして切ろうとするのか。私は、本当に議会というのは、何のためにあるのかということすら思うような、そういう事態になっているというふうに思います。

審査書は決定されましたが、川内原発1号機の工事計画認可申請、保安規定、変更許可申請の補正書が出されたばかりであります。まだ、川内原発2号機の工事計画認可申請書に関する手続きも進んでいません。安全性を向上させる工事もおくれしており、新聞報道によると、実際の再稼働は、来年2月、3月以降になりそうだと伝えられております。

九州電力の準備も整ったわけではなく、原子力規制委員会の最終チェックも、終わっていない段階で採決を急ぐというのは、全く理解に苦しむものであります。

この特別委員会も数回の川内原発の視察を行っていますが、直近の視察でも、炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策などの工事がどうなっているのかという確認はしていません。そういう段階で、どうして判断を急ぐのでしょうか。

福島の原子力発電所事故は終わっておりません。原子炉格納容器の中に入って、人が詳細に事故原因を調べることもできません。汚染水問題も未解

決であります。事故から3年半以上経過する中で、12万6,000人の方々は避難生活を余儀なくされ、家に帰れないという状態であります。

そういう状態の中で川内原子力発電所を動かし、そして、それを皮切りにして、全国の原子力発電所を動かすということは、こうした福島の事故現場について、思いを寄せず、それを切り捨てていくものだというふうに思います。

規制委員会の基準を満たしたからといって、安全が保障されたわけではありません。世界最高水準と安全水準というお話もありましたけれども、コアキャッチャー、二重の格納容器などそういったものは設備されておらず、とても、世界最高水準とは言えません。

コアキャッチャーについては、それに同等の性能を持つ仕組みをつくるというふうに、九州電力は言っておりますけれども、このやり方に関しては、水蒸気爆発の危険性があるのではないかという識者の指摘があるわけで、そこをきちっと私たちは確かめているわけではありません。

避難計画も自治体任せにされ、安倍首相は、9月12日、避難計画が具体的かつ合理的になっていることを確認し、それを了承したと述べたそうですが、過酷事故が起きれば、20分前後でメルトダウンが始まり、90分後には格納容器から放射能漏れが始まります。

こうした短い時間の間に大渋滞が起こったらどうするのか。大雨や台風や自然災害と重なったらどうするのかということが、十分に検討されているわけではありません。

しかも、原発から10キロ以上遠の高齢者、身体障害者、妊婦、乳幼児の避難計画はつくらないと、伊藤知事は言っています。避難計画と再稼働について、これは別の問題だという議論がありますが、原発の再稼働を行えばリスクは高まり、避難計画は万全にしなければならないはずであり、切り離すことのできない車の両輪であると、当初、政府も言っていたことであります。

福島第一原発事故では、大熊町の双葉病院の入院患者338人のうち14人が、避難途中のバスの中で亡くなり、40人が月末までに亡くなっています。要援護者の避難計画が万全でなければ、原発の再稼働を行ってはなりません。

火山の問題もあります。専門家が懸念する火山について、九州電力は影響を及ぼす可能性は十分

に小さいと、無視する態度を行っております。

しかし、約3万年前の始良カルデラの大噴火では、火砕流が川内原発の敷地に到達していたことを九電は認めています。火砕流が原発を襲うと、もはや人間の力で放射能漏れをとめることはできません。これだけの超巨大噴火の起こる確率について、東京大学火山噴火予知研究センターの中田節也教授が、確率的には、いつ起きても不思議ではないと警告しています。

長年の間、世界中の火山について研究されている専門家と、そして九州電力の火山に対する研究と、どちらが信用性があるか、それは火山を長年研究されてきた方々の意見だというふうに思います。それを規制委員会は、九州電力側の考えをとったのであります。こんなでたらめなことはないというふうに思います。

福島原子力発電所事故は、巨大な地震や津波に関する警告を無視したために起きた人災でありました。この過ちを再び繰り返すことは許されません。どの世論調査をしても、再稼働に反対する世論は賛成を上回っています。

さよなら原発いのちの会という市民団体が行ったアンケート調査では、回答者の85%が再稼働に反対でありました。福島第一原発事故で、初めて放射能の怖さも知りました。川内市民も余り知らなかったと思います。川内原発が再稼働して事故が発生したら、取り返しのつかない大変なことになり死者も出るかもしれない、再稼働は取りやめるべきであるという声は多数寄せられています。

川内原発を再稼働させるべきではないという陳情に賛同し、賛成討論いたします。

○委員長（橋口博文） 次に、これらの陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（川添公貴） 本陳情に反対の立場で討論をいたします。

陳情書の中で、世界有数の地震国であり、世界1、2の津波国であるということが指摘されてございます。確かに、資料に、文献によると、マグニチュード6クラスの地震が、10%程度が日本国周辺で起こっているのは事実であります。その事実を踏まえて、審査書案でしっかりと十分な対応がとれた審査ができたものと判断しております。

私たちが、この判断の材料とするには審査書の結果が必要であり、その結果の中で、津波高を6メートルと想定して、しっかりと十分耐え得る

ということで示してございます。

次に、この文献によると、10%から20%のマグニチュード6の世界の分布図を確認しますと、我が薩摩川内市はフィリピンプレート上にあって、一つも赤いボタンがございません。そのことを申し添えておきたいと思います。

次に、陳情書の中で、今すぐ廃止及び将来は廃止をしてほしい、するべきだという世論調査が出版されてございます。反対が59%、賛成23%という数値がございしますが、アンケートのとり方によっていろいろあります。

私、ある新聞社とFNNが合同調査をしたデータを持っておりますが、再稼働可能、再稼働賛成という方は51.5%、反対は43.6%となっておりまして。したがって、これはどの数字が正しいか正しくないかということは申し上げませんが、アンケートのとり方ということで、いろいろな方法があるかには思いますが、私は、この51.5%を信じたいと思います。

次に、自然エネルギーの安定供給が不安定だっている原発推進者はいるといような御意見もございしますが、今、日本のエネルギー基本計画の中では、全てバイオ、電力、水力、地力を含めた総合的な基本計画は立ててございます。そのエネルギー基本計画の中で原子力政策に関しては、全て福島第一原発を教訓としと書いてございます。

ですから、我が日本国としては、そのことを忘れることなく、いいものをつくっていかねばいけないと思います。

現状にある大事なエネルギーを使いながら、そして、なおかつ、もう一つ申し上げますと、この再稼働をしないと、ある京都の大学、京都大学の学者さんが言われるには、再稼働しないことによって、GDPで約10兆円減るってことを示されてございます。

ついでには、もろもろ日本国の将来、日本国の子どもたちのことを考えると、今、ここで我々は大きな判断をせざるを得ないだろうと思ってございます。

ついでには、再稼働するということに、あるべきだろうと思います。よって、本陳情には反対いたします。

以上、反対討論を終わります。

○委員長（橋口博文） 次に、これらの陳情に賛成の討論はありませんか。

○委員（佃 昌樹）まず、先ほども、なぜ20日でなければいけないのかと。あしたは、なぜだめなのか。まず、一番引っかかるのはそこなんです。

私たちの人間としての道義的な問題、議員としての倫理的な問題、こういったものをやっぱりきちんと示すべきだ。開かれた議会であれば、市民から負託を受けた議会であれば、なおさらのこと。

きょう、いちき串木野に行く市民は、完全に聞いてもあんた方は無駄だよ、聞く必要はないんだよ、そう宣告したのと一緒です。本当にそれで市民の負託に込めているかどうか、切り捨てた市民は何と感じるだろうか。

議会がそういうところであるとすれば、市民の心はどんどん議会から離れていく、それが負託を受けた議会とは私は思わない。

したがって、こうした市民への思いも受けとめてやる。特に、この問題については、大きな問題ですので、皆さん、関心を持っている。理由を挙げりゃいっぱい出てきます。

福島事故の原因究明の未説明の問題、川内原発のフィルターをつけないでも、それでも操業ができる、運転ができる問題、免震重要棟ができなくても、それでも運転ができる問題、火山の巨大噴火、このことについての予知可能のたためさ、避難問題の未解決、使用済燃料の未解決、原発ゼロでも夏・冬は乗り越えていけるという問題、発電コストが安いと言われながら、事故が起これば極端に高くなる原子力発電所の値段。合理的な理由がきちんと述べられないまま、ただ、規制庁の審査がパスしたから、これがもう全てなんだという、そういった説明では、どうしても納得のいかない部分が余りにも多過ぎます。

私たちの議員としての立場上、やはり市民の負託には最後まできちっと応えていく、それが私たちの使命でもある、そう思っております。

したがって、再稼働について、賛成の討論をしながら、やっぱり反対について、賛成の討論をしますけれども、やっぱりどうしても気になるのは、市民の皆さんの思いです。そういったことを強く申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（橋口博文）次に、これらの陳情に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）次に、これらの陳情に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）これで討論を終わります。採決します。採決は記名投票により行います。投票札を配付します。

〔投票札配付〕

○委員長（橋口博文）投票札の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）配付漏れはないと認めます。

ただいまの出席委員数は9名であります。

〔投票札置場点検〕

○委員長（橋口博文）投票札置場は、異状ないと認めます。

それでは、陳情を可とする、すなわちこれらの陳情10件に賛成の委員は白票を、陳情を否とする、すなわちこれらの陳情10件に反対の委員は青票を、点呼に応じて順次投票願います。

〔事務局職員点呼により投票〕

森 満 委員

帯 田 委員

成 川 委員

中 島 委員

福 元 委員

川 添 委員

佃 昌樹 委員

井 上 委員

上 野 委員

○委員長（橋口博文）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）投票漏れはないと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

立会人に福元委員、川添委員を指名します。

両委員の立ち会いをお願いします。

それでは開票します。

〔開 票〕

○委員長（橋口博文）お待たせしました。

投票の結果を報告いたします。

投票総数8票、棄権1人、合計数は9です。これは、先ほどの出席委員数に一致しております。

そのうち、

賛成 2 票

反対 6 票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、これらの陳情 10 件は不採択とすべきものに決定いたしました。

[投票の結果]

投票総数 8 票

棄権 1 人

投票中 可とするもの 白票 2 人

否とするもの 青票 6 人

[記名投票結果]

白票（賛成）を投じた議員

佃 委員

井 上 委員

青票（反対）を投じた議員

森 満 委員

帯 田 委員

成 川 委員

福 元 委員

川 添 委員

上 野 委員

棄権した委員

中 島 委員

○委員長（橋口博文）投票札を回収しますので、しばらくお待ちください。

[投票札回収]

△再稼働に対して賛成の陳情（陳情第 2 号）

○委員長（橋口博文）次は、再稼働に対して賛成の陳情第 2 号を議題とします。

それでは、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（橋口博文）ここで、本陳情の取り扱いについて、御協議をいただきたいと思います。

御意見はありませんか。

○委員（川添公貴）理由は、先ほど申しました理由と一緒に。採決をお願いいたします。

○委員（井上勝博）継続審査にしていきたいと思います。もうこれが最後です。継続審査にしていきたいと思います。

○委員長（橋口博文）ただいま継続審査と採決の声が両方ありますので、継続審査について起立

によりお諮りします。

それでは、本陳情を継続審査することに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（橋口博文）起立少数であります。

よって、本陳情を継続することは否決されたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）陳情の中で、ただ一つ再稼働に賛成の陳情への反対討論を行います。

陳情は、産業の血液とも言われる電力の需給逼迫、火力発電燃料費の大幅増加に伴う国富の海外流出、電気料金の値上げなどが、企業活動や我が国の経済成長の大きな足かせとなっているとしています。これについては、大飯原発の運転差し止めを命じた福井地裁判決が最も有効な反論をしていると考えます。判決では、「原子力発電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものであるが、憲法上は、人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広範に奪われるという事態を招く可能性があるのは、原子力発電所の事故のほかに想定しがたい。かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差し止めが認められるのは当然である」と述べています。

また、判決は、「被告は、原発の稼働が電力需給の安定性、コストの低減につながると主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものにかかわる権利と、電気代の高い低いの問題等を並べて論じるような議論に加わったり、その議論の可否を判断すること自体、法的には許されないと考えている。このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根をおろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができないことが国富の喪失であると当裁判所は考えている」としています。言葉を加える必要がないほど、この陳情の再稼働推進の議論を論破しているというふうに言えるのではないのでしょうか。

さらに、陳情は、「地域を支える重要産業の一つの九州電力川内原子力発電所が運転を停止したことで、定期検査や補修に携わる建設・電気業関係者、作業員の宿泊を収入の柱とするホテル旅館・民宿業はもとより、流入人口減少によりサービス業、バス・タクシー業など、関連する全ての業種に売上減少等の影響が拡大することが懸念されている」などとしておりますが、これは虚偽である疑いがあります。なぜならば、今、川内原発が再稼働していない時点で、薩摩川内市に來ている作業員の数は、通常の運転時の1,000人をはるかに上回る2,000人、3,000人とも言われており、どこのホテルや民宿でも作業員がたくさん來ています。川内駅で見えていますと、そういう作業員の姿を多く見かけます。このように、再稼働しなければ地域経済が疲弊するということについては全くのでたらめであり、むしろ再稼働や再稼働しないということに関係せず、全体としてアベノミクスの失敗によって日本全体の経済が落ち込んでいるところから、実感として営業が振るわないというのが真実であって、川内原発の再稼働の推進の理由にならないと考えるものであり、陳情に対して反対の討論を行います。

以上です。

○委員長（橋口博文） 次に、本陳情に賛成の討論はありませんか。

○委員（福元光一） 陳情第2号、川内原子力発電所1、2号機の1日も早い再稼働を求める陳情に対し、賛成の立場で討論いたします。

先般、平成26年4月、エネルギー基本計画が閣議決定されました。始めのページで次のように述べられています。「政府及び原子力事業者はいわゆる安全神話に陥り、十分な過酷事故への対応ができず、このような悲惨な事態を防ぐことができなかったことへの深い反省を一時たりとも放棄してはならない」と冒頭述べ、また、「未来に向けて、政府は我が国の国民生活と経済産業を守るための責任あるエネルギー政策を立案、実行しなければならない。電力供給構造における海外からの化石燃料への依存度は、第1次石油ショック当時よりも高い状況にあり、我が国のエネルギー安全保障を巡る環境は厳しい状況にあると言わざるを得ない。また、こうした状況は、エネルギーコストの上昇と温室効果ガスの排出量の増大の原因となり、我が国の経済産業活動や地域温暖化対策

への取組に深刻な影響を与えている。この現実を一刻も早く打破する必要がある」として、原子力エネルギーの活用を容認しています。

さらに、本市に目を向けますと、原子力発電所の停止による経済活動の低迷が顕著であります。そのような状況であると本陳情の要旨で訴えられておりますこの考えに対し理解するものであり、本陳情を了とし賛成討論とします。

終わります。

○委員長（橋口博文） 次に、本陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（佃 昌樹） きょうも、ある建設業者と話しました。最近どうですか、景気はよくなりましたか、鹿児島県の隅々までどうですかと聞きました。本当よくなったとは言わなかったです。かえって専門職、つまり鉄筋工とか型枠工とか、いろいろそういった人たちがいなくなって非常に困るといったような話で、決して経済的に潤っている状況ではないと。今、潤わなきゃおかしいんですよ。今、何千人という作業員がもう何カ月入っています、原発の中に。だけど、そういった経済的波及効果は一部の人にしか行きませんというふうに言ってるわけ。それ、そのはずですよ。薩摩川内市は、鹿児島県の中で一番、労働生産性が高いわけです。トップですよ。しかし、それに見合う所得はない。その所得は、結局は鹿児島に負けている。生産性は高いけれども、所得性が低い。これは、その原因は、生産は現地の生産をいいます。所得については、その人がどこに住んでるかによって、どこで税金を払うかによって所得性が出てくるわけ。そしたら、これ、所得性が低いということは、全部市外からの人が多いわけです。市外の人たち、つまり、三菱重工であろうが、電気工事であろうが、何であろうが、薩摩川内市の地元の業者では、一部あるのかもしれないけれども、ほとんどは、元請け、下請けぐらいまでは県外業者ということになって、所得が上がらないといったような状況があるわけです。

今まで原子力発電所、運転し始めてから二十数年、30年にはならないですが、二十数年やってきた。しかしながら、じゃあ、薩摩川内市の経済はそれなりの活性化を見てきたかということ、決してそうではない。原子力発電所を抱えているところは、どこも疲弊していつている。これはもう全国的な傾向なんだろうけれども。原子力発電所が

稼働したからといって、特別な恩恵を受けながら経済が飛躍的に発展するであろうことは当然考えられない。したがって、本文の中にも「疲弊する地域経済の活性化になることを切に希望する」と書いてある。希望ですよ。確信があってじゃないわけ。希望ということ。まあ言葉尻を捉えるわけではありませんが。だけど、前、商工会がアンケート調査もやりました。アンケート調査の中では、確かに多少なりとも原子力発電所は地域経済に貢献をしているといったような表現もありました。それはよく覚えています。しかしながら、全体的な底上げであろうことにはなっていない。もちろんそうであると思います。

それと、もう一つは、安全性の確保を大前提にと、こう、うたっているわけ。安全性の確保については、田中委員長が「決して100%安全とは言いません」と。安全性のその担保を言わなかったわけです。こういったことも含めて、原子力ちゅうのはやっぱりリスクを抱えるんだと、こういうことで、リスクを抱えながらの再稼働ということについては、やっぱり問題があるんじゃないかと私は思いますので、陳情2号については反対の立場をとります。

以上です。

○委員長（橋口博文） 次に、本陳情に賛成の討論はありませんか。

○委員（成川幸太郎） 川内原子力発電所の再稼働を求める陳情に賛成の討論をいたします。

先ほど、福元委員の討論にもありましたように、現在、供給されていますエネルギーは、そのほとんどを化石エネルギーを原料とする火力発電所に依存しております。皆様御承知のとおり、化石燃料使用による老朽化した火力発電所のフル稼働によるエネルギーの確保は、地球温暖化の最も大きな原因とされます温室効果ガスのほとんどを占める二酸化炭素の大量な排出をもたらす、異常高温や大雨、干ばつの増加などの異常気象の大きな要因になっているとされています。この地球温暖化による異常気象は、我々、生活活動の変化や水資源や農作物への影響など、自然生態系や人間社会に既にあらわれており、将来的には、地球の気温は、さらに上昇し、水、生態系、食料、沿岸域の海面上昇、天候などで、より深刻な影響が出るとされております。

温室効果ガスのほとんどを占める二酸化炭素は、

この2年間で急激に増加しており、このままでは地球環境は改善されるどころか破壊が促進され、私たちの生活を脅かし続けることは明白です。

また、化石燃料に依存するエネルギーの確保は、エネルギー料金の直接的値上げもさることながら、燃料費調整額や再エネ賦課給付金と二重のエネルギー価格の負担をもたらす、私たちの生活を不安定なものにする要因ともなっています。

このようなことから、温室効果ガスをほとんどは発生しない原子力発電所は、そのプラント自体の安全性の確保に加え、外部的要因に対する対策もより厳しくなった今回の規制基準の課題をクリアしたのについては、原子力発電にかわる安価で安定的なエネルギーが確保されるまで、必要最低限の施設原子力発電所の再稼働を行い、地球環境の改善を進め、私たちが安心、安全に生活できる地球環境を保持するとともに、2次産業企業の海外流出を食い止め、若い世代の雇用の場を守っていくべきであると思っております。

よって、世界一厳しいと言われました今回の規制基準をクリアし、より高い安全性が確保された川内原子力発電所が再稼働されることを希望するものであり、本陳情に対しまして賛成の討論いたします。

○委員長（橋口博文） 次に、本陳情に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 次に、本陳情に賛成の討論はもうありませんか。

○委員（上野一誠） 再稼働に対する賛成という立場を明確にしておきたいと思います。

72団体7,080人が組織する薩摩川内市原子力推進規制会から提出をされた陳情第2号、川内原子力発電所1、2号機の1日も早い再稼働を求める陳情に賛成する立場から討論いたします。大事な討論でありますから、若干の時間をいただきます。

本陳情の願意は、川内原子力発電所1、2号機が新規規制基準に適合すると判断された場合には、その後の手続を進め、1日も早く再稼働をすることと陳情しています。

その主なる願意は、地域を支える重要産業の一つである川内原子力発電所が運転を停止したことで、定期検査や補修にかかわる建設・電気事業関係者、作業員の宿泊収入の柱とするホテル・旅館、

民宿業、サービス業、バス・タクシー業など、商工業の地域経済に大きな影響が拡大することを懸念しており、再稼働によって疲弊する地域経済の活性化につながることを切に希望すると陳情をしています。確かに、私たち薩摩川内市民は、30年以上にわたり川内原発にもたらされた経済的メリット等が、市民の生活基盤を大きく支えてきたことは事実であろうと思います。

本陳情が新規制基準や再稼働手続に触れておりますので申し上げますが、そもそも、世界最高水準と言われる新規制基準は、福島原発事故の教訓だけでなく、日本固有の自然現象をIAEA国際原子力機関等の国際基準事故防止及び事故対策に関わる人的要因等々、あらゆる事象に対応する徹底的な対策を考え、事業者に要求をしています。

原子力規制委員会が定める安全目標は、セシウム137の放出量が100テラベクレルを超えるような事故の発生頻度は、百万炉年に1回を超えないように抑制されるべきであるとしております。記事に基づく原子炉設置許可の審査のその公正は、新基準の各項目における要求事項、それに対する九州電力の安全対策、そして適合性の強化というふうになっています。

そして、規制委員会の審査結果において、まずは、九州電力に発電所を設置、運転する能力があるかどうかを評価した上で、基準の一つ目の柱である設計基準強化に関して、対象施設が地震、津波、竜巻、火山、その他、自然現象による損傷防止等について十分な対策をとっていることを確認をしています。さらに、二つ目の柱である重大事故対策については、全交流電源の喪失や各容器破損などさまざまなケースの事故を想定をし、万一重大事故が発生したとしても、その拡大抑制のための多重的、多層的な対策が有効なことを評価しています。

そして、こうした安全対策はもちろん、有事の際に設備を使いこなせる、いわばソフト面、九州電力の力量、現場力、組織体制も評価をしています。その上で、九州電力株式会社が提出した適合審査は、原子炉等規制法に適合していると認めると結んでいます。

規制委員会による川内1号、2号機の適合性の審査結果及び審査会合の経緯等は先般説明がなされ、その説明会アンケート結果も本日報告を受けたところであります。私は、その審査結果は、専

門家の方々が62回の審査会合、約700回のヒアリング実施等において適合性を出していかれた結果であり、評価をしていきたいというふうに思います。

我々市議会は、こうした国の審査によって、川内原発1、2号機の適合性が明確にならない限り、再稼働や陳情に対する判断ができない状況にもありました。審査、適合性審査をクリアしなければ再稼働はできないということにもわかります。これまで特別委員会も、審査過程において九州電力の安全対策等の調査、規制庁への委員会の参考人招致、東京で行われた審査会合等の傍聴、推本への確認、陳情者への参考人招致等々、意見の開陳を行ってまいりました。

再稼働反対の意見には、安全性や避難計画の実効性に危惧する声もあります。小淵大臣も「安全はゼロリスクではない。それゆえに安全性の向上を図る」と国会答弁をいたしております。原子力、つまり、放射性物質のリスクは、限りなく低減されることが必要なことは言うまでもありません。

再稼働を賛成する意見には、電力の安定供給や雇用対策、地域経済効果、CO₂対策、原子力による社会構造等のかかわり等が意見をされていらっしゃると思います。

原子力発電は国策であります。規制委員会が審査を進める新規制基準及び審査会合等は、日本の原子力発電の方向性を決めていくことから、重要な責任ある判断となります。立地自治体等関係者は、その審査結果を注視することになります。国内外が注目をし、先人を切って審査した川内原発1、2号機は、審査の結果において適合性を認めました。今後も原子力立地の原発適合審査が続くであろうその国の姿勢は、責任ある審査と説明責任が強く求められ、それに答えられるものであってほしいと思っております。

そして、九州電力におかれては、これまで約三千数百億円の安全対策を投じてきたと説明がされておりますが、この新規制基準、適合性審査に献身的に向かい合い、その結果が適合性が認められたものと理解もいたします。人々の生活を支える電力の安定供給や経済活動を踏まえると、安全に終わりはありません。国や九州電力におかれては、安全に関する新たな知見が得られた場合には、それを真摯に受け止め、安全対策に反映させるとともに、万一の事象が起こった場合の現場の対応能

力、いわゆる現場力を高める努力を普段に継続をしていただきたいと思います。

再稼働手続は国が行うことでありますが、陳情の願意は新規制基準の適合性を評価した上で、1日も早い再稼働を求めています。したがって、本陳情の願意を理解し、陳情第2号に対する賛成討論といたします。

○委員長（橋口博文）これで討論を終わります。

〔「賛成討論をもう一回」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）反対討論、もうやったよ、2回ずつ。

〔「もう終わりやて」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）これで討論は終わります。採決します。

採決は記名投票により行います。

投票札を配付します。

〔投票札配付〕

○委員長（橋口博文）投票札の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）配付漏れはないと認めます。

ただいまの出席委員数は9名であります。

〔投票札置場確認〕

○委員長（橋口博文）投票札置場は異状ないと認めます。

それでは、本陳情を可とする、すなわち、本陳情に賛成の委員は白票を、本陳情を否とする、すなわ、本陳情に反対の委員は青票を、点呼に応じで順次投票願います。

〔職員の点呼により投票〕

森 満 委員

帯 田 委員

成 川 委員

中 島 委員

福 元 委員

川 添 委員

佃 委員

井 上 委員

上 野 委員

○委員長（橋口博文）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）投票漏れはないと認めます。

す。

投票を終了します。

これより開票を行います。

立会人に佃委員、井上委員を指名します。

〔発言する者あり〕

○委員長（橋口博文）両委員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○委員長（橋口博文）お待たせしました。

投票の結果を報告します。

投票総数8票、棄権1人、合計数9。これは、先ほどの出席委員数に一致しております。

そのうち、

賛成6票

反対2票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本陳情は採択すべきものに決定しました。

〔投票の結果〕

投票総数8票

棄権1人

投票中 可とするもの 白票 6人

否とするもの 青票 2人

〔記名投票結果〕

白票（賛成）を投じた議員

森 満 委員

帯 田 委員

成 川 委員

福 元 委員

川 添 委員

上 野 委員

青票（反対）を投じた議員

佃 委員

井 上 委員

棄権した委員

中 島 委員

○委員長（橋口博文）投票札を回収しますので、しばらくお待ちください。

〔投票札回収〕

△川内原発3号機増設に反対の陳情（陳情2件）

○委員長（橋口博文）次は、川内原発3号機増

設に対し反対の陳情２件を議題とします。

それでは、質疑を行います。委員間の討議を中心に行いますので、御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） それでは、御意見もないようですので、ここで本陳情の取り扱いについて御協議をいただきたいと思います。御意見ありませんか。

○委員（川添公貴） 継続をお願いします。

○委員長（橋口博文） ただいま継続の声がありますが、これらの陳情２件を継続審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 御異議ありませんので、これらの陳情２件は継続審査することに決定しました。

△閉 会

○委員長（橋口博文） それでは、本日の日程は全て終了しましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 御異議ないと認めます。

よって、そのように取り扱います。

以上で本日の委員会を閉会したいと思いますので、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 御異議ありませんので、川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会したいと思います。御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 橋 口 博 文